

2024年6月定例会 本会議一般質問と当局答弁

2024年6月6日(木) 13:30

◎高橋都議員の一般質問(60分)

1. 初代門司駅の遺構問題について
追加の発掘調査の範囲と調査方法について
市の文化財行政のあり方について
門司港地域複合公共施設整備事業について
2. 学校給食について
地産地消、オーガニック給食について
給食調理の民間委託について
学校給食調理室の水道管について
給食費の無償化について
3. 生活保護受給者のエアコン設置について
市独自の設置支援について



高橋都議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 市長
- 都市ブランド創造局長
- 産業経済局長
- 教育長
- 高橋議員
- 教育長
- 高橋議員
- 都市戦略局長
- 高橋議員
- 都市戦略局長
- 高橋議員
- 都市戦略局長
- 高橋議員

■都市ブランド創造局長

○高橋議員

■都市戦略局長

○高橋議員

■議長

高橋都議員の一般質問

日本共産党の高橋都です。会派を代表して一般質問を行います。

初めに初代門司駅遺構について

R6年2月議会で「遺構の一部移築費用」がR5年度補正予算案として提出されましたが、遺構の一部移築費用の予算案を除く動議が出され、修正可決されました。

これまでに、専門家を入れた検討委員会を作り、試掘ではなく包蔵地と言われるところすべての発掘調査をするべきとの議論をしてきた中で、今回、全体の2割程度である770㎡の追加発掘調査で約3,000万円の補正予算を議会に提出、7月から調査と記録保存を行い、今年度中に複合公共施設の建設に着手する計画です。全ての発掘調査を終えなければ記録保存すらできないと専門家は言われています。複合施設建設優先のあまりにも拙速な計画の進め方は許せません。

これまで自治総連合会、校区自治連合会、施設利用団体への説明が中心でしたが、5月29日にはじめて市民向けの説明会が行われました。案内は5月22日に出されましたが、これほどの短期間で市民が130人集まり、様々な意見で紛糾しました。「市の一方的な説明で市民の意見は反映されるのか」「すごいお宝が出てきた。観光ルートとなる」「共存はできないのか」「設計変更も含め立ち止まるべき」「浸水区域に区役所建設反対」など190を超える意見が出ました。今後、門司区に限らず全市でも説明会を行うべきです。その際、複合施設と遺構の現地説明も丁寧におこなうべきです。

5月21日、日本イコモス国内委員会など11もの学術団体が「世界遺産推薦に値する」と現地保存を求めて合同要望書を提出しました。「土の中から、生きた教材が出てきた」「日本の近代化を急いで行った形跡があり、人々の息吹を感じる」「これを壊せば北九州の大きな財産を失う」、こうした専門家の遺構に対する意見が出されました。

市長は議会答弁でも記者会見でも「市民と専門家のご意見を聞き判断する」と繰り返し言われています。しかし、これまでに多くの専門家から重要な遺構であることが指摘されながら、全く聞こうともせず、価値づけもせず公共施設建設を進めようとしています。市長はこれまでのご自分の発言に責任を持つべきです。

そこで2点尋ねます。

1点目に追加発掘調査の範囲と調査方法の考え方についてです。

2月議会が出された修正動議では、「市民や議会への説明責任を果たしたうえで、今後、発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所では遺構の存在が確認された場合には、適切な文化財調査を行う」とありますが、今回示された発掘調査範囲は全体の2割程度770㎡で、徹底調査をするのであれば包蔵地全体を行うべきです。これまでの文化財に対するあまりにも粗末な扱いを見れば市の担当部局だけに判断を任せることはできません。

調査範囲を決定するのに、市の担当部局だけではなく、第三者機関や学芸員、文化財保護審議会など専門家に意見を聞き、明治時代に限定せず、それ以前や、大正、昭和の構造図に照らし、包蔵地全体の発掘調査を徹底的に丁寧に行うべきです。答弁を求めます。①

2点目に北九州市文化財保護行政についてです。

平成29年12月の文化庁文化審議会による「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」の第一次答申では、「地方公共団体における文化財保護に関する事務については教育委員会が管理、執行することとされている。ただし、教育委員会が所管する事務の一部を、首長部局に委任若しくは補助執行させることができる」とされているため、教育委員会外に文化財担当部局を設置している地方公共団体もある。文化財保護の所管に関しては、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を十分に勘案することが必要で、文化財保護に関する事務を教育委員会が所管することを基本とすべきである」とあります。また、「地方文化財保護審議会は文化財保護法第190条において、諮問に応じるだけでなく、建議の権限を有することが規定されており、必要な場面で効果的に機能するよう運用を強化することが必要」とあります。

一方本市では、これまで首長部局の文化企画課が補助執行を逸脱し、全面的に権限を持ち執行したことで、どれだけの文化財が価値づけされずに破壊されてきたことでしょうか。北九州市の文化財行政では移築保存の考え方ひとつとってもその場しのぎの対応策であったことは、城野遺跡や、金田遺跡を見れば明らかです。

その原因は北九州市の脆弱な文化財行政にあり、これまで権限監督責任を放棄してきた教育委員会の責任は重いと考えます。生きた教材が発見されたわけですから、前述の「学校教育・社会教育との連携」を担保し、文化財保護法の趣旨に沿うよう、適切に保存・活用すべきです。今後、開発ありきの首長部局ではなく独立した教育委員会に文化財保護事務を戻し、文化財保護審議会の専門的知見を活かした提案が建議できるよう条例改正すべきです。見解を尋ねます。②

次に学校給食について4点尋ねます。

1点目に安全安心の給食としての地産地消、オーガニック給食についてです。

学校給食に使われる食材の選択は給食の質の向上にもつながる大変重要な問題です。本市の「おいしい給食大作戦」に関わっている料理人の方からも、現在の市内統一献立を改

め、7区それぞれに献立作成や食材発注の権限を分散させる提案がされています。それにより有機農産物を取り入れ、地産地消を進めることは、食材の向上、ひいては給食全体の質の向上を図っていくことにつながると考えます。

一方、本市の有機農家は現在8戸で、有機農家を増やし、有機農産物を学校給食へ導入する本気の取り組みが求められます。今年2月議会でわが党の永井議員が、「他都市の取組を参考に遊休農地の活用」「給食に活用する有機農産物を生産する農家を増やすために給食という確実な販路を紹介し、協力を求める事」を提案しました。給食と農業とつなぎ、子どもたちに安全安心な給食を提供するために必要な施策です。産業経済局長は「有機農業に関する情報交換や技術向上などを話し合う勉強会の立ち上げを呼び掛ける」と答弁した一方、遊休農地の活用については後ろ向きな答弁で、その理由は、「所有者が先祖代々の農地を見ず知らずの人に貸すことをためらう」「農家の高齢化などにより容易に借り手が見つからない」「土地の形状や日当たりなどの条件が不利なものが多い」とのことでした。

フランスのムアン＝サルトゥ市では、市が公有化した農地で、農家を公務員として雇い、食料を作る「市による農園」としての取組を行っています。安全でおいしい食べ物、そして持続可能な農業政策は地域全体の課題に包括的にアプローチでき、フードロスも80%減ったという結果も出ているとの事です。参考にすべき取組です。有機農業が持続可能な産業として定着するよう、市が遊休農地を買い取り、有機農家へ貸し出すなどの管理を行い、そこで作られた有機農産物を学校給食に提供していく取組を行うべきです。答弁を求めます。③

2点目に給食調理室の水道からの鉄さび混入についてです。

八幡西特別支援学校の調理室の水道管からの水道水に小さな鉄さびが混入し、調理員が毎日蛇口にお茶パックをタコ糸で設置するという事態が起きています。水質検査は行っており異常なしということですが、これはもう10年くらい前からこの状態が続いているということでした。子どもたちに安全安心の給食をといいいながら、小さいとはいえ砂のような鉄さびが混入することを何年も放置していたことは看過できません。調理員は毎日10数か所の蛇口のパックを取り換えており、その手間は計り知れません。早急に対策を講じ、水道管の安全性に関する市内全校調査を行うべきです。答弁をもとめます。④

3点目に給食調理民間委託についてです。

今年3月、若松区ひびきの小学校で、給食委託契約に新事業者の応募がなく、深刻な調理員不足が生じ引継ぎが遅れるという事態が起こりました。子どもたちに給食が提供できなくなるとは大変と保護者が応募して事なきを得たということです。求人情報誌に毎回のよう学校給食調理員募集が掲載されますが、時給941円と最低賃金です。市内の給食調理業務を営む責任者は今回の問題で、「契約は5年間だが、最賃や人の確保、予算を考え更新はしないでおこうと思った」とのことです。福岡県の最低賃金は、2018年の814円から2023年の941円まで、この5年間で127円上がっています。市からの決して十分とは言えない委託料では、給食調理業者が契約を続けられない事態となっていま

す。

このように安定しない待遇で、調理現場で働く職員が守られていない状況では、子どもたちに安全安心な給食を提供できません。現場で働く調理員の賃金や労働時間等、待遇の調査をすべきです。答弁を求めます。 ⑤

4点目に給食費無償化についてです。

全国で大きなうねりとなって広がっている学校給食の無償化は、昨年末で592自治体、福岡県でも18自治体と約3分の1が実施しています。更に新年度から田川市や福智町が無償化、太宰府市では3割補助と、給食費への支援が広がっています。

北九州市では、昨年6月議会で我が党が提案した学校給食無償化を求める国への意見書が賛成多数で可決されましたが、市は「無償化には32億円と財政的に難しい。それよりも質の向上を」と無償化には後ろ向きです。

しかし、32億円は北九州市の2024年度一般会計予算の約0.5%であり、教育支援の一環として、優先的に充てられるべき費用であると考えます。一方、群馬県ではすべての市町村で給食費の支援をしています。高崎市は2025年度から、第1子は10%軽減し、第2子以降は無償化します。費用は9億7千万円で、2024年度一般会計予算約1,680億円の約0.58%で実施します。本市でも、給食費の一部補助など、段階的にでも無償化への取組を始めるべきです。

学校給食の無償化は、「義務教育は無償」としている憲法26条を実現することであり、子どもの権利であると考えます。市長の決断次第です。

早期実現に向けて答弁を求めます。 ⑥

最後に生活保護基準について2点お尋ねします。

1点目に生活保護受給者のエアコン設置についてです。

近年の地球温暖化に伴う熱中症被害の拡大を受けて「改正気候変動適応法」が公布施行され、本年4月より（熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に）発表される「熱中症特別警戒アラート」や対象日に暑さをしのぐ場所として市民に開放する施設である「クーリングシェルター」の指定制度が新たに創設されました。「市民センター」や「市立図書館」などをクーリングシェルターに指定し市民に開放・周知するとしています。

昨年夏は地球温暖化ではなく地球沸騰化ともいわれる暑さで命を失う方もおられました。命にかかわる猛暑をどうしのぐかは、生活保護の方にとっても重要な問題です。

83歳男性は2年前の4月に保護開始した時、ケースワーカーからクーラー設置を尋ねられました。その時は断ったそうです。しかし近年の猛暑、さすがに扇風機だけでは耐えられず設置を要望しましたが保護開始時だけと却下され、生活福祉資金活用を勧められました。当初、ケースワーカーから保護開始時のみとの説明はなかったそうです。昨年は日中クーラーのきいている施設に通って暑さをしのいでいましたが今年病気をし、その元気

もなくなったといっています。受給開始時から年月が経過すれば、年も取り、体調も変わります。

受給開始時に限定せず、現在エアコンが設置されていない場合は購入費の助成をするよう制度改正を政府に求めるべきです。併せて、それまでは墨田区のように自治体独自のエアコン購入助成に踏み出すべきです。答弁を求めます。⑦

2点目に、物価高騰する中、電気代節約でクーラーをつけない家庭もあります。またクーリングシェルターに行こうと思ってもバスで行くことになる、運賃もかかり、体調によっては行くことさえままならない方もおられます。熱中症対策にかかる費用を確保するためにも夏季加算を設け、さらに生活扶助費の増額を国に求めていくべきです。見解をお尋ねします。⑧

高橋都議員の一般質問 答弁と再質問

[学校給食について]

■市長

まず私から、学校給食についてのお尋ねがございました。学校給食につきましては、新たに策定した新ビジョンの重点戦略の1つである彩りの町の実現と、北九州市教育大綱の理念である、子ども真ん中で質の高い教育環境の充実を図っていく上で重要な要素の1つであると考えております。その取り組みを具体化するため、市長就任後、市内の料理人の方々などと意見交換を行い、より多彩な献立を提供できるスチームコンベクションオーブンの整備費について、先般の議会でご承認いただいたところでございます。

また、料理人の方々だけでなく、栄養士養成大学や企業等の皆様も学校給食にボランティアでご協力をいただけることとなり、昨年度末に学校給食応援団が発足をいたしました。今年度から、おいしい給食大作戦と銘打ち、料理人監修のシェフの北九三ツ星献立や、大学と市内企業のコラボメニューなど、こハシライスなどがスタートしたところでございます。

私も、5月24日に八幡西区の小学校を訪問し、中華料理のシェフが考案した肉団子のカラフル甘酢餡を子供たちと一緒にいただきましたが、子供たちからも、おいしい、お店の味はやっぱり違うと思ったと大変好評でありました。

今後は、日本各地の郷土料理や世界各国の料理に加え、中学生考案による味噌汁など、新たな献立も提供される予定と伺っております。栄養バランスの整ったバラエティ豊かで魅力ある給食を提供することで、給食はおいしいと全てのお子さん方に評価してもらえるよう、子ども真ん中で質の高い教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

[生活保護基準について]

次に、生活保護基準についてのお尋ねがございました。エアコン購入助成をするように国に制度改正を求めるとともに、市独自の助成をというお尋ね、夏期加算を設け、生活扶助費の増額を国に求めるべきであるとのお尋ねがございました。

まず、熱中症に関する認識でございますけれども、気温の高い日が続くこれからの季節に備え、市民の方々に対し熱中症予防の普及啓発や注意喚起を行うことが重要であり、体温調節が困難な高齢の方や障害のある方が多い生活保護世帯の熱中症予防には特に留意する必要があると考えております。

このため、北九州市では、生活保護世帯に対する熱中症予防の取り組みとして、国の通知等に基づき、ケースワーカーが必要に応じて国のリーフレット等を活用し、こまめな水分、塩分補給等といった啓発や注意喚起を行っているところでございます。生活保護制度は、法定受託事務として、関係法令をはじめ国の定める通知等に基づき運用することとされており、生活保護費の基準額についても厚生労働大臣が定めることとなっております。

生活保護制度におきまして、日常生活に必要な生活用品は、受給者が保護費のやりくりによって計画的に購入することが原則とされております。ただし、新たに保護を開始する際や、災害等で最低生活に必要な炊事用具や食器等の家具什器の持ち合わせがない等、一定の要件を満たす場合に、臨時的経費として保護費を支給できることとされております。

こうした制度的な枠組みのもと、エアコン等の冷房器具の購入費につきましては、障害高齢者や障害があるなどの熱中症予防が特に必要とされる方がいる世帯において初めて夏季を迎えるにあたり、持ち合わせがない場合に限り、臨時的経費として支給できることとされております。一方で、日常生活にかかる高熱水費につきましては、経常的経費として通常支給されている保護費で賄うこととされており、夏期加算といった保護費に上乗せする仕組みは設けられておりません。

しかしながら、地球温暖化が進み、熱中症リスクがますます高まることが懸念される状況の中、熱中症対策のさらなる取り組みが必要であると認識をしております。北九州市としましても、全国市長会や大都市生活保護所管課長会議などを通しまして、エアコン購入にかかる対象者の拡大や夏期加算の制度創設を国に要望しているところであります。また、生活保護基準の改定にあたりましては、地域の生活実態を踏まえた生活扶助基準になるよう、大都市政主管局長会議を通じて国に提案しているところであります。

なお、生活保護制度の趣旨に鑑みれば、保護世帯に対する熱中症予防に必要な政策につきましても国において実施することが基本となるため、市独自のエアコン購入にかかる制度創設は困難であると考えており、今後とも、全国市長会等を通じて、他の政令市等と連携しながら、熱中症対策の充実について引き続き国へ要望してまいりたいと考えております。私からは以上です。残りは関係局長等からお答えします。

[初代門司駅関連遺構について]

■都市ブランド創造局長

はい。私の方から、初代門司駅関連遺構について2つのお尋ねをいただきました。順にお答えしたいと思います。まず、追加発掘調査の範囲の決定にあたり、専門家に意見を聞き、明治時代に限定せず、包蔵地全体の発掘調査を丁寧に行うべきという質問にお答えいたします。

門司港複合公共施設整備事業を進めるにあたり、昨年3月に試掘調査を実施しましたところ、旧門司駅舎に関連すると思われる遺構の一部が発見されました。そのため、文化財保護法第95条に基づきまして、旧門司駅舎に関連する建物が存在していると考えられる範囲について昨年5月に県に届け出を行いまして、新たに旧門司駅舎跡に関する埋蔵文化財包蔵地が設定されました。

その後、試掘調査の結果を基にしまして、文化財保護法第 94 条に基づき、昨年 9 月から 11 月にかけて発掘調査を行いましたところ、旧門司駅舎に関連する機関車庫などの遺構を確認したため、適切に記録保存を行いました。

また、今年度予定しております発掘調査につきましては、本年 2 月議会の遺構の移設にかかる補正予算を減額する修正動議におきまして、適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存が必要等の考え方が示されましたことから、昨年度の発掘調査で確認されました遺構の位置と明治時代の建物の配置図面等を参考に試掘箇所を定め、本年 4 月から 5 月にかけて、試掘調査を実施したところでございます。

今後、本会議に提出させていただいております補正予算案をご承認いただければ、試掘調査結果等を基に発掘調査と記録保存調査を行う予定でございます。埋蔵文化財包蔵地の中で公共事業を行う場合は、文化財保護法第 94 条で、開発行為の計画を県に通知した上で、県からの指示を受けて開発予定地内の発掘調査を行いまして記録保存することとされておりまして、北九州市としましては、この規定に基づき適切に対応しているところでございます。

これらの埋蔵文化財調査にあたりましては、北九州市では従来より、また今回におきましても、文化財に関する知識と経験を持つ専門学芸員が在籍する専門部署を有する都市ブランド創造局が法に基づきまして適切に対応しているというところでございます。このようなことから、改めて有識者に対し調査範囲の決定について意見を求めるということはお考えておりません。

続きまして、市長部局ではなく教育委員会に文化財保護事務を戻し、文化財保護審議会の専門的知見を生かした提案が建議できるよう条例改正すべきというお尋ねにお答えをいたします。

北九州市では、町のブランド力向上につながるような文化芸術の振興を図るとともに、市民による文化芸術活動の支援などを通して文化芸術活動をより一層活性化させることを目的といたしまして、平成 24 年度から、美術館の管理運営事務などとともに、文化財の保護に関する事務につきまして、北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則に基づき、都市ブランド創造局長等の職員に補助執行をさせております。

都市ブランド創造局は、一般事務員に加えまして、文化財について専門的な知見を有する学芸員が在籍する専門部署を有しているということ、そして、文化に加え、スポーツ、エンターテインメント等も所管していることなどから、文化財の魅力を生かした多様な取り組みができる部署であることなどから、補助執行をさせることとしたものでございます。

一方、文化財保護審議会についてですが、文化財保護法が昭和 50 年に一部法改正され、都道府県において条例に基づいて文化財保護審議会を設置することが可能となりました。また、平成 8 年には政令市等へもその範囲が拡大されたわけでございます。他方、北九州におきましては、こうした文化財保護法の改正に先んじまして、文化財保護の体制強化を図るため、昭和 39 年に地方自治法に基づき文化財保護審議会を設置し、これまで適正に運用してきたところでございます。こうした地方自治法を根拠とする仕組みは、北九州市に限らず、政令市の一部をはじめ、その他の都市においても取り入れられております。

また、議員ご提案の文化財保護審議会に建議を規定している政令市は、20 政令市中 3 割、6 市にとどまっているというところでございます。そのこの 6 市におきましては、実際に建議が行われたという事例はないと聞いております。こうした状況を踏まえまして、

北九州市といたしましては、文化財保護委員会に建議を規定する見直しを直ちに行うということは考えておりません。

国におきましては、平成30年に、文化財保護行政を市長部局に委ねることができるよう、文化財保護法が改正されました。そうした教育委員会と市長部局との適切な役割分担を図っていくという流れ、世の中の趨勢を考えますと、北九州におきましては、文化財行政を教育委員会に戻すということは考えておりません。人々の心と生活に潤いと活力を与える文化芸術を今後も街のにぎわい創出などに最大限活用していきたい、そういう風に考えております。私から以上です。

[有機農産物の学校給食提供について]

■産業経済局長

私からは、学校給食についてのご質問のうち、北九州市が遊休農地を買い取り、有機農家へ貸し出すなどの管理を行い、そこで作られた有機農産物を学校給食に提供していく取り組みを行うべきとのご質問にお答えいたします。

北九州市では、遊休農地対策として、農業委員会を中心に、定期的な農地パトロールによる実態把握や農地の借り手と貸し手の斡旋仲介など、その活用促進に努めています。しかしながら、所有者が先祖代々の農地を見ず知らずの人に貸すことをためらう、土地の形状や日当たりなどの条件が不利なものが多いなどの理由から、遊休農地の活用は進んでいないのが現状であり、令和5年度の遊休農地面積は、前年度に比べ約5ヘクタール増加しております。

一方、有機農業は、化学合成した肥料や農薬を使わないで、生態系が豊かになるとともに、環境に与える影響が少なくなるなど、持続可能な生産方法であります。このため、北九州市では、総合農事センターでの試験栽培の実施、有機農家の講演会の開催など、有機農業への理解を深め、有機農家の増加に向けた取り組みを実施しております。

しかしながら、有機農業は、雑草や病害虫対策などの作業負担が大きく、収穫量や品質が不安定なこと、隣接する農地や通常の生産を行う農家の理解や協力が必要なことなどの課題がありまして、有機農家がなかなか増えないのが現状であります。

このような北九州市の現状を踏まえますと、議員ご提案の北九州市による遊休農地の買い取り、貸し出しは難しいと考えております。北九州市としましては、まずは1人でも有機農家を増やすことに取り組むとともに、有機農産物の学校給食への提供につきましても、教育委員会と連携して研究を進めてまいります。私から以上です。

[給食調理室の水道水からの鉄さびについて]

■教育長

はい。私からは、学校給食につきまして、残りの3問を順次お答えをいたします。まず、八幡西特別支援学校の調理室の水道水に小さな鉄さびが混入しているので、早急に対策を講じ、水道管の安全性に関する市内全校の調査を行うべきとのお尋ねにお答えいたします。

安全、安心で快適な教育環境の整備は、子どもたちにとって大変重要であると考えております。各学校の水質は、学校保健安全法のもとで国が定めます学校環境衛生基準に基づいて、日常的に養護教諭などの教職員が点検を行うとともに、薬剤師会によります定期的な法定検査を実施しております。さらに、給食調理室におきましては、学校給食法のもと

で、学校給食衛生管理基準に基づいて学校給食調理業務に従事するものが日常的に使用水の点検を行っております。

この結果、ご指摘の八幡西特別支援学校を含めた全校で調理室での水質に問題がないことを確認しております。なお、お尋ねの水道管の全校調査についてでございますが、ほとんどの学校の水道管が地中だとか建物の中に埋設されておりまして、管そのものを調査することは現実的に不可能であることから、実施することは考えておりません。

なお、一方で、水道管の老朽化対策といたしましては、学校の大規模改修や埋設給水管改修の中で計画的に更新を行っているところでございます。八幡西特別支援学校につきましては、建築後40年を経過していることもございまして、今後、水道管の改修等の改善を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、給食調理現場で働く調理員の賃金や労働時間と待遇の調査をすべきであるとの点にお答えをいたします。学校給食調理業務は、平成16年度以降、段階的に民間委託を進めて、現在、特別支援学校や離島の小学校を除いて、すべての小学校で民間委託をしております。

民間委託の実施状況につきましては、毎年の業者評価や更新校の児童に対するアンケート等を通じて検証と確認を行っておりまして、順調に運営できていると考えております。

ひびきの小学校の調理業務の委託におきましては、令和6年度からの受託事業者の選定と調理員の確保に時間を要したために、保護者や地域の皆様にはご心配をおかけいたしました。現在は人員を確保して順調に給食の提供ができております。

議員お尋ねの、受託事業者に雇用される調理員の賃金や労働時間等の労働条件は、基本的には法令の定める基準の範囲内で、労使の自主的な取り決めに委ねられております。したがって、市は、受注者等とその労働者との雇用関係に直接関与する立場にないところから、賃金等の実態調査を行うことは考えてはおりません。

一方で、労働者の適正な労働条件の確保は重要なことだと認識をしております。そのために、委託契約書の中におきまして、最低賃金法等の労働関係法令を遵守するように定めております。また、毎年、受託事業者に対してヒアリングを実施しまして、提案された人員配置等の契約履行状況や法令の遵守について確認をしております。教育委員会といたしましては、給食の安定供給に向けて今後も責任を持って取り組んでまいります。

[学校給食の無償化について]

最後に、学校給食の無償化についてのお尋ねでございます。学校給食に要します経費は、学校給食法第11条において、学校の設置者と給食の提供を受ける児童生徒の保護者がそれぞれ負担するように定められておりまして、食材等にかかる部分につきましては保護者負担とされております。

また、憲法第26条の義務教育は、これを無償とするとの規定は、授業料のほかに、教科書を学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできないと最高裁の判例で示されております。

このような中、北九州市立学校の給食費につきましては、物価高騰の影響を受けて、令和4年度から国の臨時交付金を活用いたしまして、今年度は5億5000万円を予算化して、物価高騰分について保護者の子育て世帯の負担軽減を図っているところでございます。

しかしながら、国の交付金がなくなった場合に、食材の変更や献立の工夫に努めたとしても、現在の給食の水準を維持することは難しい状況になっております。さらに、す

すべての児童生徒の学校給食費を無償化した場合には、新たな財源として毎年約 32 億円が必要となります。

限られた財源の中で、北九州市独自で無償化だとか一部補助を直ちに実現することは困難であると考えております。そのため、北九州市では、昨年 7 月及び昨年 11 月に、文部科学省に対しまして、学校給食費の保護者負担軽減にかかる制度創設及び財源措置を要望したところです。

なお、国の動向でございますが、国におきましては、昨年 6 月に閣議決定されました子ども未来戦略方針の中で、学校給食費の無償化の実現に向けて、学校給食の実態調査を速やかに行い、1 年以内にその結果を公表する、その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体策を検討すると示されております。

このような状況から、今後も、給食用食材の価格の動向や国の学校給食費に関する動向を注視するとともに、引き続き国への要望も、要望も行ってまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

【第二質問】

〔生活保護世帯へのクーラー設置について〕

○高橋議員

ご答弁ありがとうございました。それでは、時間まで、第 2 質問させていただきます。まず、生活保護世帯へのクーラーの設置についてです。

先ほど言われました、生活保護法があるということで、なかなかそれも今のところはままならないような答弁でした。先ほど私が例としてあげました墨田区では、物価高騰重点支援地方交付金ですね、その推奨メニューの中でこれを利用しているということで、生活保護でエアコンが 1 台もないとか故障したとか、また保護法でもその規定の中で設置できないっていう世帯に対して、この対象を広げてやるということです。それと、さらにすごいなと思ったのは、生活保護だけではなくて、住民税非課税世帯、そこへも支援を行うという、そのような調査です。で、金額も購入に 6 万 2000 円、それに設置費として 3 万 8000 円ということで、最大 10 万円だそうです。ですから、あの財源ももちろん必要でしょうし、国のその規定があるからというのはもちろんわかります。

しかし、自治体によっては、このようにして、その手の届かないところ、そういった、今言われますように、この異常気象の中、熱中症対策、命に関わる問題であるからこそ、こういった手立てを取ったのではないかなというふうに思います。

墨田区では、500 世帯、一応目標しておりますが、もう今年度、5 月末で 500 件ほど申請があったという風に聞いております。ですから、それぞれの自治体の中でどういうふうにこの政策をしていくか。これはシェルターを作ったからいいというものではないし、それぞれに任せるといった問題でもないと思います。

生活保護世帯の方で、やはりこういうふうに電気代がもったいないからもうクーラーも扇風機もつけずに頑張っているっていう人もいるということを知りまして、ほんとに命に関わることです。熱中症対策。それを言うのであれば、まずないところ、必要とされてる人に手を差し伸べてこれはやるべきではないかなというふうに感じておりますので、これは要望とさせていただきます。国にも要望しているということですが、対象の拡大ということを言われておりますが、一刻も早いこれは実現するように、せめて自治体でその対策を今年の夏、それまでにとれるような状態を作っていただきたいと、ことを要望しておきます。

[有機農業について]

次に、学校給食ですけれども、これ有機農業なかなか進まないということなんですけれども、今、3月議会で永井議員が質問した時に、有機農業に関する勉強会に取り組むということをおっしゃっていました。

で、先日その回答が来ましたが、まだまだ積極的な取り組みにはなっていないという風に感じました。市にとってほんとに有機農業を進める気があるのか、市の計画、方向性をしっかり示すべきではないかなというふうに思います。これも要望ですけれども、ぜひこれを前向きに検討しながら、有機農業1件でも、農家を増やしていく、そのためには市が何ができるかという、遊休農地を買い取り、そしてそれで運営していくということも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

[鉄さびについて]

それから、鉄さびのことです。給食の鉄さびのことなんですけれども、まあ安全だということをおっしゃっております。

しかし、この今の状況の中で調査ができないということでしたけれども、もちろん土の中では、建物の中というのは調査はできないでしょうけど、蛇口から出る水道水に対しては調査はできるかと思うんですね。それがどのくらい今出てるかというのは調査をしていただきたいと思います。で、これも今お茶パックでやってるってことはご存知でしたか。ちょっと答弁お願いします。

■教育長

はい。学校現場の皆様が、毎日ですね、蛇口のパックというかお茶パックを利用したりとか、色んなやり方あると思うんですが、取り替えていただけてるってことは承知いたしております。で、細心の注意を払ってですね、安全な給食を提供していただけてるってことにはですね、非常に感謝をしてるところでございます。以上でございます。

○高橋議員

はい。やはりこれ、いくら微量でも、これが積み重なればどういうふうになるか、健康被害になるかならないかということには私にもわかりませんが、やはりそれが、実際に十何年もこれが放置されてたってこと自体が問題だという風に思うんですね。他の学校でそういうのが出てないか、出てるか出てないかも把握できていない。実際にそういうのがあってるってことを把握してるのであれば、これはしっかりと対策をすぐにも行わないといけないという風に考えます。

お茶パックでも、私たち、お茶パック使ってお茶を出しますけども、少しやっぱり粉が、茶が出ますよね。ですから、その目に見えるか見えないかぐらいの小さなものがやはり出てくるのではないかということも危惧されると思いますので、もっと性能のいいフィルターというものがあるかと思います。そういったものをまずは設置するなり、他の対策を考えるってことが必要かと思いますので、これは要望しておきます。

[門司港の遺構問題について]

それでは、門司港の遺構の問題についてご質問させていただきます。

これ、先ほど我が党の藤沢議員が質問しました。この北九州市にとってこの文化財というものがどういうものかな、それに対して市長の回答がなかったというのはとっても残念だなんていう風に思います。ほんとに土の中から出てくるものっていうのか、今これ潰してしまったらもう終わりなんですね。それに対して、今まで調査も終わらないのに複合施設ありきで進めているということが大きな問題だということを指摘しておきます。

それで、5月29日に説明会が行われました。で、その時、130人の方が参加されました。で、その中で、遺構の説明っていうのは、ほとんどなかったですね。

それで、実際に複合施設の説明があったわけです。それも1時間の設定でした。で、その中で、質問ができるのかということが最初に、今、youtubeで上がってるから、多くの方見られてるかと思うんですけども、質問時間は、30分にも満たないような時間が設定されておりました。で、それも行きましたら、私も行きましたけど、住所、名前、全部、連絡先まで書かされて、席も指定席ですね、何番の何という風に決まっています。ですから、どんな発言をされたか、誰がどこに座っているかということも把握されておられます。

で、その説明会も、コンサルタントで市の職員が進行するような状況ではありませんでした。で、一方的に説明会が始まるという中で、やはり市民の方たちから、ほんとに今までの市のやり方からして、こんな状況で本当に自分たちの意見が反映されるのかっていうこともありました。そして、その意見、質問っていうのが、QRコードで見まして、スマホで質問するというような状況でした。

それにかかなりの金額、100万近くの金額はかかったという風な情報も私のところに入っております。そういうことにお金を使う。それで、私たち説明会に行った人には何のあの説明書も、何の文書もないというような状況の中ではじまり、かなりの方から意見が出て、紛糾して、1時間の予定が2時間半ぐらいありましたか、そのような中で行われたかなという風に思います。

で、その説明会なんですけども、説明会の中で意見が出されました。皆さんどんどん書き込みましたが、191件ですかね、出された中で、実際に建設を実施してほしいというのはたったの4件でした。調査と建設っていうのが1件あって、残りは全て遺構の保存や説明会の在り方、内容がおかしい、副市長の説明がおかしいというような意見が多かったんですけども、先ほどもいくつか説明、案内させていただきました。そんな中で、本当にこの今の状況が、市民にとってこの遺構はどういうものかっていうことの説明すらなくて、もう結果ありきで進めるのはおかしいというのが今回の大きな問題ではなかったでしょうか。

その中でいくつか疑問点がありますので、今質問させていただきますけど、副市長は、この老朽化を理由に、建て替えの施設の建設ですね、この費用の、建設費を示しました。老朽化というのは、そもそもこの補修を適切に行わなかった市の怠慢であると思うんですけど、例え建替えて複合化の費用の比較っていうのはおかしいと思います。

なぜ今まで適切なこの補修、改修をせずにこのような状況で50億、これにはかかりますよということが今出されたのか。そして、122億と、建設に対して122億と、そしてその50億の改修をした15年後に改修するという500億、この比較ですね。なぜこの時点でそのような比較をしたのか、それを説明してください。

■都市戦略局長

2点の質問があったと思います。まず、1点目の老朽化対策でございます。で、今回、まずこういった試算をした中で50億という話もありますけども、まず老朽化っていうところに

ついてでございますけども、それぞれの施設、悪いところがあれば補修をしていってらっしゃるというのは現状でございます。

ただ、それぞれの施設、もうかなり古くなってるというところがあり、そういった老朽があります。で、その中で、やはりある期間が来れば大規模改修をしないといけないようなところもあります。で、また、今回の施設の中では耐震改修を行ってないような施設もあるというところもございます。で、そういったところについては時期が来た時にはやらないといけないという風な形で考えております。

で、これについては、今私どもが進めております現計画の門司港複合公共施設の整備事業、これが進めば、この改修を行わずに、新しい施設、それを活用していただければなどというふうに考えているところでございます。それから、この試算についてでございますけども、いろんな市民の方、専門の方からいろんな意見を伺っております。で、そこは全面保存できないのか、それから共存、今回の公共施設と遺構の共存ができないのかというような意見をいただいております。で、それに対しまして、私どもといたしましても、そういった場合、こういった試算になるのか、こういった形になるのかということで試算をした結果でございます。

で、先ほどの50億、それから300億から550億というのは全面保存をした場合の試算でございます。これについては、全面保存した場合、現地で現計画ができなくなるというところを踏まえまして、その時にはなかなかの次の場所というのを見つけるのも困難というところもございますので、現地でそのまま15年を改修して使う。で、その後に、場所がございませんで個別に建て替えを行う、そういった場合の試算をした場合に、先ほど申しましたトータル金額としまして300から550億という形でございます。

で、これについては、そういった形でお金もかかりますし、で、完成時期も遅れるということ、今やはり市民の方々に、先ほど言いました耐震改修してるということ、安全面で不安があるようなところもありますし、老朽化してした施設を使ってるということ、ご不便をおかけしているというところがございますので、そういうところも踏まえて、現計画よりもコストもかかる、またさらに不便をおかけするというところで試算した結果として表したものでございます。以上でございます。

○高橋議員

はい。不便をおかけしますというけれども、これまでに改修なり補修というのはすべきだったと思います。それをここにきて、改修を先にしなければならぬことを考えたら、建替えた方が早いというような結論に至るには、あまりにもこれはちょっとおかしいんじゃないかなという風に思います。それを今までやってこなかった。市の怠慢としかこれも言いようがありません。

本来なら、その50億、まず改修、補修をして15年間持たせて、その間にこの遺構の調査、これをしっかりする。そして、有識者の方、また審議会の方、そういったいろんな方に意見を聞く、市民の考えを聞く、その期間を設けるべきではないかと私は思います。

で、その後、15年後、建て替える、ほんとに必要か。今、先ほどから言われています人口減、そしてまた社会制度もまた変わることもありましょ。そして、必要のないまた施設も出るかもしれません。その時になって考えればいいことです。それを考えれば、まずは改修費、これの50億を使って、今その危険だと言われる、不安を抱いている、そういう市民の方に今ある施設をまずは改修して、そして安心していただく。で、その間に遺構の調査をする。保存はどうするか。そして、この122億、この試算のこともありますけれど

も、それだけの予算を今回出すのであれば、それでこの保存に対するこの施設の事業費、そこまで出るのではないかという風に考えるんですけど、その点いかがでしょうか。

■都市戦略局長

先ほども少しお話させていただきましたけども、今回 50 億をかけて改修した場合っていう形でございますけども、で、その場合、いずれ 15 年後にはまた建替えるっていうのが発生するっていうのは、どうしてもそこが出てきます。そうなってくると、やはり私どもの試算といたしましては、その試算が 300 から 550 億ということで、50 億だけではなくてそれ以降のお金もまた発生するということもございますので、そういうところも踏まえまして検討してた結果、現計画で進めさせていただきたいという風に考えてるところでございます。

○高橋議員

はい。試算の仕方はまた色々あるかと思います。今ここで全て細かく出すわけにはいきませんので、これはまた別の機会にさせていただきたいと思います。そして、令和 4 年に検証業務というのを行いました。

15.5 億円、これが建設費が上がるということで、実際にこの試算をしてこれだけの金額が出ます、よって、そのまずその積算方法も出さないといけないし、そういう試算 が出るのであれば、やはりここで立ち止まって、それはなぜ必要なのか、こうなるのかっていうことをしっかりと、今回も事業費の見直しというか、そういったものを出すべきではないかと思いますが、これについてどうお考えでしょうか、

■都市戦略局長

前回、検証業務というのを 1 回させていただきました。これは、施設の配置の中でどうしても活用できないところがあるということで、そのまま計画を進めてしまうとなかなかコストが上がってしまうというような要因がございました。で、そこで、なんとか少しでも安くできるような手法がないかということで、検証業務をさせていただいたところでございます。

で、その結果で今の現計画が出てきているようなところでございます、例えば施設の使用する面積についてもギリギリと詰めまして、必要最低限に必要な面積という形で設計をさせていただいておりますし、で、今回、他の部材とかいうところについても少し考えられるところは少し削減した中で出たのが 122.5 億というような結果でございますので、なかなかこれをまた削減するっていうのは難しいような状況でございますので、そういった考えの中でこの現計画を出したというところでございます。以上でございます。

○高橋議員

はい。建設のことなんですけれども、もうこれはもう最初の計画を変えないということでこの計算がされたということを思います。ですから、もう最初からこの遺構は残さずに壊してそこへ建てるということで今回の補正も出されたのだという風に理解したいと思いますので、今回、この議案に対して議会の中でどういう判断をされるのか、本当にこれは私たち責任が重いと思いますので、皆さんも一緒に考えていただきたいと思います。

それからですね、先ほど藤沢議員の質問の中にもありました。移築に至ったプロセスが明らかではないということで、会議録もないということです。これだけ大きな、議案に対

して大きなこの市の財政を使う計画に対して、議事録もないところで決定するというのもおかしい。そして、その中に関係当局だけで決めるということもおかしい。

市長が言われるように専門家を入れるということですが、先ほどから言われる、部局の中に専門家がいると言われますけども、専門家という学芸員の方は一体何人おられるんでしょうか。

■都市ブランド創造局長

はい。本庁組織に今3名学芸員を配置しております。専門知識また経験を要する人材でございまして、今回のこういった案件でありますとか、あるいは町づくりの中で発生したそうした埋蔵文化財の案件に対しまして即座に対応するというような役目を果たしていただいております。

彼らのいわゆる専門的な知識というのは、非常に我々の仕事の進める中でも役に立っているということでございます。以上です。

○高橋議員

はい。これまでに多くの専門家の方がいろんなことで意見を、要望出されたかなという風に思います、5月21日の11学会の合同の要望をですね。これは本当に極めて稀であること、本当に11の学会がこれだけ市に対して意見を出すということはある得ないことなんですけど、それに対する回答が6月3日までということになると、5月21日に要望して6月3日にそれが出されたということなんですけど、その回答、挨拶を含めてたったの5行ですね。

で、その中で、6月議会での補正予算の決議、議決を踏まえ、適切に対応するという、本当に議会丸投げの誠意のない回答だなという風に私は感じました。その中の要望に応えたものでは全くないと思います。保存や、また学術調査をすること、学術委員会の設置をして区域を広げて包蔵地を広げること、こういったことに答えてないということに私は怒りを覚えました。

それから、4月12日、ティッキ国際産業遺産保存委員会の会長までこの市に対してお手紙はいただいておりますが、市長はこれをご覧になったんでしょうか。お答えいただけますか。

■都市戦略局長

要望書については、私どもの方でしっかり情報、市の中で情報共有しながら進めさせていただいてるところでございます。以上でございます。

○高橋議員

はい。市長はご覧になったかって私お聞きしました、市長から。それをご覧になってどう感じたか、一言でもいいですからお答えください。

(約5秒間の沈黙)

■議長

時間がなくなりました。進行いたします。